高齢者の医療の確保に関する法律
医療費適正化計画の流れ（平成 28 年　改正）

厚生労働大臣が定めた**医療費適正化基本方針**をベースにして、医療費適正化計画には、「**全国**医療費適正化計画」及び「**都道府県**医療費適正化計画」の 2 つがあります。
ポイント①　計画の作成は、平成 28 年の改正により 5 年から 6 年に変更
ポイント②　医療費適正化計画には、都道府県知事ではなく、都道府県
ポイント③　公表には、「進捗の公表」と「実積の公表」がある。
ポイント④　都道府県の上記ポイント③の公表は、努力
（厚生労働大臣の公表は、すべて義務）

| | **全国**医療費適正化計画 | **都道府県**医療費適正化計画 |
|---|---|---|
| 作成主体 | 厚生労働大臣 | 都道府県 |
| 作成 | 6 年ごとに 6 年を 1 期 | |
| 協議 | 関係行政機関の長 | 関係市町村 |
| 協力 | 厚生労働大臣または都道府県は、医療費適正化計画の作成及び医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、それぞれ、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。 | |
| 公表（進捗） | 年度ごとに進捗状況の公表（義務） | 年度ごとに進捗状況の公表（努力） |
| 評価 | 厚生労働大臣は、下記 2 つの評価<br>●「全国医療費適正化計画」の実積に関する評価<br>●「都道府県医療費適正化計画」の実積に関する評価<br>（関係都道府県の意見聴取） | 都道府県<br>●「都道府県医療費適正化計画」の実積に関する評価 |
| 公表（実積） | 厚生労働大臣は、公表<br>●「全国医療費適正化計画」<br>⇒実積に関する評価の結果を公表<br><br>●「都道府県医療費適正化計画」<br>⇒実積に関する評価の結果を公表 | 都道府県<br>●「都道府県医療費適正化計画」<br>⇒実積に関する評価の結果を公表（努力）<br>⇩<br>厚生労働大臣に報告（義務） |